

附属書二（第三章関係） 品目別規則

第一節 一般的注釈

この附属書に定める品目別規則の適用上、

- (a) 特定の項又は号の産品について適用する品目別規則又は一連の品目別規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。
- (b) 関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業の要件は、非原産材料についてののみ適用する。
- (c) この附属書の中で、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。
- (d) 次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁<sup>けた</sup>をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁<sup>けた</sup>をいう。

- (e) この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。
- (f) 第三十条に規定する特定の割合であつて、製品の生産に使用される非原産材料（関連する関税分類の変更が行われないものに限る。）の価額の総額又は総重量に関するものは、次のとおりとする。
- (i) 統一システムの第一九類から第二四類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の七パーセント
- (ii) 統一システムの第二八類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に規定する製品については、当該製品の価額の十パーセント
- (iii) 統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に規定する製品については、当該製品の重量の十パーセント
- 注釈 1 「非原産材料の価額」とは、第二十八条 6 の規定に従つて決定される価額をいう。
- 注釈 2 「当該製品の価額」とは、第二十八条 4 (b) に規定する本船渡しの際の価額又は同条 5 に規定する価額をいう。
- (g) 千九百九十六年十二月十三日の世界貿易機関の閣僚会議において採択された情報技術製品の貿易に関

する閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品であつて、締約国において他の産品を生産する材料として使用されるものについては、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品について適用される品目別規則にかかわらず、当該締約国の原産材料とみなすことができる。ただし、同閣僚宣言の付表A又はBが対象とする産品がいずれかの締約国において組み立てられる場合（当該産品が第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号に分類される場合を除く。）に限る。

## 第二節 品目別規則

第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類 動物（生きているものに限る。）

〇一・〇一―〇一・〇六

第〇一・〇一項から第〇一・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二類 肉及び食用のくず肉

〇二・〇一―〇二・一〇

第〇二・〇一項から第〇二・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
（第一類の材料からの変更を除く。）

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

○三・〇一―〇三・〇七

第〇三・〇一項から第〇三・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

○四・〇一―〇四・〇三

第〇四・〇一項から第〇四・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

○四・〇四

第〇四・〇四項の産品への他の項の材料からの変更

○四・〇五

第〇四・〇五項の産品への他の類の材料からの変更

○四・〇六

第〇四・〇六項の産品への他の項の材料からの変更

○四・〇七―〇四・一〇

第〇四・〇七項から第〇四・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

○五・〇一―〇五・一一

第〇五・〇一項から第〇五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二部 植物性生産品（第六類から第一四類まで）

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

〇六〇一・一〇一〇六〇四・九九

第〇六〇一・一〇号から第〇六〇四・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

注釈 第〇七一〇・二二号又は第〇七一〇・二九号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその

他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

<p>○七〇一・一〇一〇七二〇・二一 ○七一〇・二二一〇七二〇・二九 ○七一〇・三〇一〇七二四・九〇</p>	<p>第〇七〇一・一〇号から第〇七二〇・二二号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第〇七一〇・二二号又は第〇七二〇・二九号の産品への他の項の材料からの変更 (第〇七・〇八項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される場合に限る。) 第〇七一〇・三〇号から第〇七二四・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
--	--

<p>○八・〇一〇八・一四</p>	<p>第〇八・〇一項から第〇八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
-------------------	--

<p>第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料 ○九・〇一</p>	<p>第〇九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更</p>
-------------------------------------	--------------------------------

○九・〇二―〇九・〇三  
 ○九〇四・一一  
 ○九〇四・一二  
 ○九〇四・二〇―〇九〇六・一〇  
 ○九〇六・二〇  
 ○九〇七・〇〇―〇九一〇・五〇  
 ○九一〇・九一  
 ○九一〇・九九

第〇九・〇二項又は第〇九・〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更  
 第〇九〇四・一一号の産品への他の類の材料からの変更  
 第〇九〇四・一二号の産品への他の号の材料からの変更  
 第〇九〇四・二〇号から第〇九〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更  
 第〇九〇六・二〇号の産品への他の号の材料からの変更  
 第〇九〇七・〇〇号から第〇九一〇・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更  
 第〇九一〇・九一号の産品への他の号の材料からの変更  
 第〇九一〇・九九号の産品への他の類の材料からの変更

第一〇類 穀物

一〇・〇一―一〇・〇八

第一〇・〇一項から第一〇・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・〇一―一一・〇四

第一一・〇一項から第一一・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

一一・〇五	第一一・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
一一〇六・一〇	第一一〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
一一〇六・二〇	第一一〇六・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の材料からの変更を除く。）
一一〇六・三〇	第一一〇六・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
一一・〇七一一・〇九	第一一・〇七項から第一一・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一二・〇一一二・一四	第一二・〇一項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
------------	---------------------------------------

第二三类 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一三・〇一一三・〇二	第一三・〇一項又は第一三・〇二項の産品への他の類の材料からの変更
------------	----------------------------------

第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品



一四・〇一―一四・〇四

第一四・〇一項から第一四・〇四項までの各々の産品への他の類の材料からの変更

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五

類）

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五〇一・〇〇―一五二五・五〇

第一五〇一・〇〇号から第一五二五・五〇号までの各々の産品への他の類の材料からの変更

一五一五・九〇

第一五一五・九〇号の米油及びその分別物への他の類の材料からの変更（第一〇類、第一一類又は第二三類の材料からの変更を除く。）

一五・一六一―一五・一八

一五・二〇

一五・二二―一五・二二

第一五二五・九〇号のその他の産品への他の類の材料からの変更  
第一五・一六項から第一五・一八項までの各々の産品への他の類の材料からの変更  
第一五・二〇項の産品への他の項の材料からの変更

第一五・二二項又は第一五・二二項の産品への他の類の材料からの変更

第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類ま

で)

第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

注釈1 第一六〇四・一四号の適用上、インド洋まぐろ類委員会の登録簿（以下この協定において「IOTCの登録簿」という。）への登録により漁獲することを認められた漁船によつて得られる非原産材料は、当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要な作業以外のいかなる作業も行われることなく、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に輸送されなければならない。

注釈2 第一六〇四・一三号、第一六〇四・一五号、第一六〇四・二〇号及び第一六〇五・二〇号の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られる非原産材料又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a) 当該第三国からの直接輸送

(b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

一六・〇一―一六・〇二	第一六・〇一項又は第一六・〇二項の産品への他の類の材料からの変更（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）
一六・〇三	第一六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更
一六〇四・一一―一六〇四・一二	第一六〇四・一一号又は第一六〇四・一二号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）
一六〇四・一三	第一六〇四・一三号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）
一六〇四・一四	第一六〇四・一四号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがIOTCの登録簿への登録により漁獲

一六〇四・一五

することを認められた漁船によって得られる場合に限る。）

一六〇四・一六一一六〇四・一九

第一六〇四・一五号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）

一六〇四・一六一一六〇四・一九

第一六〇四・一六号又は第一六〇四・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

一六〇四・二〇

第一六〇四・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）

一六〇四・三〇一六〇五・一〇

第一六〇四・三〇号又は第一六〇五・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

一六〇五・二〇

第一六〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において漁ろうにより得られ、又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において登録され、かつ、当該第三国の旗を掲げて航行する船舶により当該第三国の領海に属しない海から得られる場合に限る。）

一六〇五・三〇一―一六〇五・九〇

第一六〇五・三〇号から第一六〇五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

### 第一七類 糖類及び砂糖菓子

一七・〇一

第一七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第二類の材料からの変更を除く。）

一七〇二・一一―一七〇二・一九

第一七〇二・一一号又は第一七〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。）

一七〇二・二〇―一七〇二・四〇

第一七〇二・二〇号から第一七〇二・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

一七〇二・五〇

第一七〇二・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一類の材料からの変更を除く。）

一七〇二・六〇―一七〇二・九〇

第一七〇二・六〇号又は第一七〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更

一七・〇三

第一七・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第二類の材料からの変更を除く。）

一七・〇四

第一七・〇四項の産品への他の類の材料からの変更

第一八類 ココア及びその調製品

注釈 第一八〇三・二〇号及び第一八・〇五項の適用上、東南アジア諸国連合の加盟国である

第三国において収穫され、採取され、又は採集される非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a) 当該第三国からの直接輸送

(b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

<p>一八・〇一―一八・〇二 一八〇三・一〇</p>	<p>第一八・〇一項又は第一八・〇二項の産品への他の類の材料からの変更 第一八〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第一八・〇一項の非原産材料であるカカオ豆の重量が産品の重量の五十パーセント以下である場合に限る。）</p>
<p>一八〇三・二〇</p>	<p>第一八〇三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重</p>

<p>一八・〇四 一八・〇五</p>	<p>量が、製品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。）</p>
<p>一八〇六・一〇一 一八〇六・二〇</p>	<p>第一八・〇四項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>一八〇六・三一</p>	<p>第一八・〇五項の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第一八・〇一項のカカオ豆を使用する場合には、東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、又は採集される当該非原産材料であるカカオ豆の重量が、製品の重量の五十パーセント以上である場合に限る。）</p>
<p>一八〇六・三二</p>	<p>第一八〇六・一〇号又は第一八〇六・二〇号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>一八〇六・九〇</p>	<p>第一八〇六・三一号の産品への他の号の材料からの変更</p>
	<p>第一八〇六・三二号の産品への他の類の材料からの変更</p>
	<p>第一八〇六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更</p>

第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカーリー製品

注釈 第一九〇五・九〇号の適用上、

- (a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であつて製品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は当該第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

一九〇一・一〇	第一九〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
一九〇一・二〇	第一九〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
一九〇一・九〇―一九〇二・四〇	第一九〇一・九〇号から第一九〇二・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一九・〇三	第一九・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第一一類の材料からの変更を除く。）
一九〇四・一〇―一九〇五・四〇	第一九〇四・一〇号から第一九〇五・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更



一九〇五・九〇

第一九〇五・九〇号の主としてばれいしよの粉から成る混合物を成型した後、食用油で揚げ又は焼いたものへの他の類の材料からの変更（第一一・〇五項の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される場合に限る。）

第一九〇五・九〇号のその他の産品への他の類の材料からの変更

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注釈 第二〇〇一・一〇号から第二〇〇五・六〇号までの各号、第二〇〇五・八〇号から第二

〇〇七・一〇号までの各号、第二〇〇八・一一号、第二〇〇八・一九号、第二〇〇八・四

〇号から第二〇〇八・九一号までの各号、第二〇〇九・六一号、第二〇〇九・六九号及び

第二〇〇九・八〇号の適用上、

(a) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、

又は完全に生産される非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(i) 当該第三国からの直接輸送

(ii) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

(b) 東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において完全に生産される非原産材料であつて製品の生産に使用されるものは、いずれかの締約国又は当該第三国において収穫され、採取され、又は採集される材料から生産されるものに限る。

二〇〇一・一〇

第二〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

二〇〇一・九〇

第二〇〇一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）

二〇〇二・一〇―二〇〇四・一〇

第二〇〇二・一〇号から第二〇〇四・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東

二〇〇四・九〇	南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇五・一〇一―二〇〇五・二〇	第二〇〇四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更(第七類又は第一類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇五・四〇	第二〇〇五・一〇号又は第二〇〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更(第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇五・五一―二〇〇五・六〇	第二〇〇五・四〇号の産品への他の類の材料からの変更(第七類又は第一類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇五・七〇	第二〇〇五・五一号から第二〇〇五・六〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)
二〇〇五・七〇号の産品への他の類の材料からの変更(第七類の材料からの変更を除く。)	

二〇〇五・八〇―二〇〇五・九〇	第二〇〇五・八〇号又は第二一〇〇五・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇・〇六	第二〇・〇六項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇七・一〇	第二〇〇七・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇七・九一	第二〇〇七・九一号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇七・九九	第二〇〇七・九九号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・一一	第二〇〇八・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇八・一九	第二〇〇八・一九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第

二〇〇八・二〇一・二〇〇八・三〇	三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇八・四〇一・二〇〇八・九一	第二〇〇八・二〇号又は第二二〇〇八・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇八・九二一・二〇〇八・九九	第二〇〇八・四〇号から第二二〇〇八・九一号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇九・一一一・二〇〇九・四九	第二〇〇八・九二号又は第二二〇〇八・九九号の産品への他の類の材料からの変更
二〇〇九・五〇	第二〇〇九・一一号から第二二〇〇九・四九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・六一一・二〇〇九・六九	第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七・〇二項の材料からの変更を除く。）
二〇〇九・七一一・二〇〇九・七九	第二〇〇九・六一号又は第二二〇〇九・六九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。）
二〇〇九・八〇	第二〇〇九・七一号又は第二二〇〇九・七九号の産品への他の類の材料からの変更（第八類の材料からの変更を除く。）
	第二〇〇九・八〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれが東南アジア諸国連合の加盟

第二二類 各種の調製食料品

<p>二〇〇九・九〇</p>	<p>国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に 限る。） 第二〇〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料 からの変更を除く。）</p>
<p>二二〇一・一一 二二〇一・一二―二二〇一・二〇 二二〇一・三〇 二二〇二・一〇―二二〇三・一〇 二二〇三・二〇</p>	<p>第二二〇一・一一号の産品への他の類の材料からの変更 第二二〇一・一二号若しくは第二二〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変 更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇一・一二号又は第二二〇 一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。） 第二二〇一・三〇号のいったひき割り大麦若しくは裸麦のティーバッグであつて小 売用にしたものへの他の類の材料からの変更（第一〇類又は第一九類の材料からの変 更を除く。） 第二二〇一・三〇号のその他の産品への他の類の材料からの変更 第二二〇二・一〇号から第二二〇三・一〇号までの各号の産品への他の項の材料か らの変更 第二二〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材</p>

第二二類 飲料、アルコール及び食酢

<p>二二〇三・三〇 二二〇三・九〇 二二〇四・一〇―二二〇六・一〇 二二〇六・九〇</p>	<p>料からの変更を除く。)</p> <p>第二一〇三・三〇号の産品への他の類の材料からの変更 第二一〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第二一〇四・一〇号から第二一〇六・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二一〇六・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)</p>
<p>二二〇一・一〇―二二〇二・一〇 二二〇二・九〇 二二〇三・〇〇―二二〇四・二九 二二〇四・三〇―二二〇六・〇〇 二二・〇七</p>	<p>第二二〇一・一〇号から第二二〇二・一〇号までの各号の産品への他の類の材料か らの変更</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二二〇二・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)</p> <p>第二二〇三・〇〇号から第二二〇四・二九号までの各号の産品への他の類の材料か らの変更</p> <p>第二二〇四・三〇号から第二二〇六・〇〇号までの各号の産品への他の類の材料か らの変更(第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。)</p> <p>第二二・〇七項の産品への他の類の材料からの変更</p>

二二〇八・二〇一―二二〇八・六〇	第二二〇八・二〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）
二二〇八・七〇	第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
二二〇八・九〇	第二二〇八・九〇号の合成清酒若しくは料理用酒（みりん）への他の項の材料から の変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。 第二二〇八・九〇号の飲料（果汁をもととしたものであって、アルコール分が一 パーセント未満のものに限る。）への他の項の材料からの変更（第八類又は第二〇類 の材料からの変更を除く。）
二二・〇九	第二二・〇九項の産品への他の項の材料からの変更 の材料からの変更を除く。）

第二三類 食品工業において生ずる残留物及びびくず並びに調製飼料

二二三・〇一	第二三・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
二二三・〇二	第二三・〇二項の産品への他の項の材料からの変更



二三・〇三 二三・〇四―二三・〇八 二三・〇九	第二三・〇三項の産品への他の類の材料からの変更 第二三・〇四項から第二三・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二三・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
-------------------------------	--

第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

二四〇一・一〇―二四〇一・二〇 二四〇一・三〇 二四・〇二―二四・〇三	第二四〇一・一〇号又は第二四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 第二四〇一・三〇号の産品への他の号の材料からの変更 第二四・〇二項又は第二四・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
---	---

第五部 鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント

二五〇一・〇〇―二五二〇・一〇 二五二〇・二〇	第二五〇一・〇〇号から第二五二〇・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更 第二五二〇・二〇号の産品への他の号の材料からの変更
----------------------------	--

<p>二五・二二 二五二二・一〇 二五二二・二〇 二五二二・三〇 二五・二三 二五・二四―二五・三〇</p>	<p>第二五・二二項の産品への他の類の材料からの変更 第二五二二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二二・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。 第二五二二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二二・二〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。 第二五二二・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二五二二・三〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。 第二五・二三項の産品への他の項の材料からの変更 第二五・二四項から第二五・三〇項までの各々の産品への他の類の材料からの変更</p>
--	--

第二六類 鉍石、スラグ及び灰

<p>二六・〇一―二六・一七 二六・一八―二六・二二</p>	<p>第二六・〇一項から第二六・一七項までの各々の産品への他の類の材料からの変更 第二六・一八項から第二六・二二項までの各々の産品が第二十八条に定めるいづれ かの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第二六・一八項 から第二六・二二項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
------------------------------------	--

第二七類 鈹物性燃料及び鈹物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鈹物性ろう

注釈 この類の適用上、「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であつて、分

子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。

- (a) 水その他の溶媒への溶解
- (b) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
- (c) 結晶水の追加又は除去

二七・〇一―二七・〇三  
二七・〇四―二七・〇八

第二七・〇一項から第二七・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第二七・〇四項から第二七・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応の工程を経ること（第二七・〇四項から第二七・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要

二七・〇九

二七一〇・一一―二七二〇・一九

としない。)

第二七・〇九項の産品への他の類の材料からの変更

第二七一〇・一一号若しくは第二七二〇・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応の工程を経ること(第二七一〇・一一号又は第二七二〇・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

二七一〇・九一―二七二〇・九九

第二七一〇・九一号又は第二七二一〇・九九号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること(第二七一〇・九一号又は第二七二一〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

二七二一・一一

第二七二一・一一号の産品への他の類の材料からの変更

第二七二一・一二号から第二七二一・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応の工程を経ること(第二七二一・一二号から第二七二一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

二七二一・二一

第二七二一・二一号の産品への他の類の材料からの変更

第二七二一・二九―二七二五・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

二七二一・二九―二七二五・〇〇

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応の工程を経ること

と（第二七一・二九号から第二七二五・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

注釈 第二八類から第三八類までの各級の適用上、

- (a) 「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であつて、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。
- (i) 水その他の溶媒への溶解
  - (ii) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
  - (iii) 結晶水の追加又は除去
- (b) 「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
- (i) 存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程

- (ii) 一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程
  - (AA) 医薬用、医療用、化粧品用、獣医用又は食品等級の物質
  - (BB) 分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬
  - (CC) マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分
  - (DD) 特殊光学的用途
  - (EE) 生物工学的用途
  - (FF) 分離工程に用いる支持体
  - (GG) 原子力等級用途
- (c) 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。
- (d) 「生物工学的工程」とは、次のいずれかのことをいう。
  - (i) 微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変
  - (ii) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

<p>二八〇一・一〇―二八〇四・五〇</p>	<p>第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇一・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二八〇四・六一</p>	<p>第二八〇四・六一号の産品への他の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・六一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇四・六一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二八〇四・六九―二八〇九・一〇</p>	<p>第二八〇四・六九号から第二八〇九・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇四・六九号から第二八〇九・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、</p>

二八〇九・二〇

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇四・六九号から第二八〇九・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二八〇九・二〇号の産品への他の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八〇九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八〇九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二八一〇・〇〇―二八一三・一〇

第二八一〇・〇〇号から第二八一三・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八一〇・〇〇号から第二八一三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八一〇・〇〇号から第二八一三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二八一三・九〇

第二八一三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八一三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体



<p>二八・一四―二八・四三</p> <p>二八四四・一〇</p> <p>二八四四・二〇―二八四四・五〇</p> <p>二八・四五―二八・五一</p>	<p>分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八一三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第二八・一四項から第二八・四三項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料からの変更、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八・一四項から第二八・四三項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、</p> <p>使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八・一四項から第二八・四三項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第二八四四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第二八四四・二〇号から第二八四四・五〇号までの各々の産品への当該各号以外の号の材料からの変更</p> <p>第二八・四五項から第二八・五一項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料からの変更、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二八・四五項から第二八・五一項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、</p> <p>使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二八・四五項から第二八・五一項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
---	--

第二九類 有機化学品

<p>二九〇一・一〇―二九〇五・四二</p>	<p>第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、</p>
<p>二九〇五・四三―二九〇五・四五</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇一・一〇号から第二九〇五・四二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>二九〇五・四九―二九〇五・五九</p>	<p>第二九〇五・四三号から第二九〇五・四五号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更</p>
<p>二九〇六・一一</p>	<p>第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九〇五・四九号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第三三・〇一項の材料か</p>	

二九〇六・一二―二九一〇・九〇

らの変更を除く。)

第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九〇六・一二号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

二九・一一

第二九・一一項の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

二九一二・一一―二九一二・六〇

第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九一二・一一号から第二九一二・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九一二・一一号から第二九一

二九・一三

二九一四・一一―二九一八・一三

二九一八・一四―二九一八・一五

二九一八・一六―二九一八・九〇

二・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二九・一三項の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九・一三項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二九一四・一一号から第二九一八・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九一四・一一号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九一四・一一号から第二九一八・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二九一八・一四号又は第二九一八・一五号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

二九・一九

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九一八・一六号から第二九一八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二九・一九項の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・一九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・一九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九二〇・一〇―二九二二・四一

第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二〇・一〇号から第二九二二・四一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九二二・四二

第二九二二・四二号の産品への他の号の材料からの変更

二九二二・四三―二九二三・一〇

第二九二二・四三号から第二九二三・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二二・四三号から第二九二

二九二三・二〇

二九二三・九〇―二九二四・二四

二九二四・二九

二九二五・一一―二九二六・九〇

三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、  
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体  
分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九二二・四三号から第二九二  
三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二九二三・二〇号の産品への他の号の材料からの変更

第二九二三・九〇号から第二九二四・二四号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九二三・九〇号から第二九二  
四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、  
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体

分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九二三・九〇号から第二九二  
四・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第二九二四・二九号の産品への他の号の材料からの変更

第二九二五・一一号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第二九二五・一一号から第二九二  
六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体  
分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第二九二五・一一号から第二九二  
六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

二九・二七―二九・二八

第二九・二七項若しくは第二九・二八項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・二七項又は第二九・二八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九二九・一〇―二九三〇・九〇

第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九・三一

第二九・三一項の産品への他の項の材料からの変更、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・三一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九三二・一一―二九三四・九九

第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九三二・一一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九・三五

第二九・三五項の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・三五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九三六・一〇―二九三六・九〇

第二九三六・一〇号から第二九三六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三六・一〇号から第二九三六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九三六・一〇号から第二九三六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



二九三七・一一―二九三八・一〇

第二九三七・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九三七・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九三七・一一号から第二九三八・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九三八・九〇

第二九三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

二九・三九

第二九・三九項の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・三九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・三九項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二九・四〇

第二九・四〇項の産品への他の項の材料からの変更

二九・四一―二九・四二

第二九・四一項若しくは第二九・四二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第二九・四一項又は第二九・四二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体

第三〇類 医療用品

分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第二九・四一項又は第二九・四二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三〇・〇一

第三〇・〇一項の産品への他の項の材料からの変更、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三〇・〇二―三〇・〇三

第三〇・〇二項若しくは第三〇・〇三項の産品への他の類の材料からの変更、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇・〇二項又は第三〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇・〇二項又は第三〇・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三〇・〇四

第三〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更及び他の項の材料を投与量にすることによる変更を除く。）

三〇〇五・一〇―三〇〇六・二〇

第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇〇五・一〇号から第三〇〇六・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三〇〇六・三〇

第三〇〇六・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（他の項の材料を投与量にすることによる変更を除く。）

三〇〇六・四〇

第三〇〇六・四〇号の産品への他の項の材料からの変更、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇〇六・四〇号の産品への関

税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇〇六・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三〇〇六・五〇

第三〇〇六・五〇号の産品への他の項の材料からの変更

三〇〇六・六〇―三〇〇六・七〇

第三〇〇六・六〇号若しくは第三〇〇六・七〇号の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三〇〇六・六〇号又は第三〇〇六・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

三〇〇六・八〇

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三〇〇六・六〇号又は第三〇〇六・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三〇〇六・八〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三〇〇六・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

### 第三二類 肥料

三一・〇一

第三一・〇一項の産品への他の項の材料からの変更、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三一・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、  
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三一・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三一〇二・一〇一―三一〇五・九〇

第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇二・一〇号から第三二〇五・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイン

ト、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

第三二〇一・一〇一―第三二〇一・二〇〇

第三二〇一・一〇号若しくは第三二〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇

一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体

分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇一・一〇号又は第三二〇

一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二〇一・九〇

第三二〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇一・九〇号の産品への関

税分類の変更を必要としない。）。

第三二〇二・一〇

第三二〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更、

三二〇二・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、  
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三二〇二・九〇号の産品への他の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、  
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体

分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三二〇三・〇〇―三二〇四・一七

第三二〇三・〇〇号から第三二〇四・一七号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇三・〇〇号から第三二〇四・一七号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、  
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体

分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二〇三・〇〇号から第三二〇四・一七号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三二〇四・一九

第三二〇四・一九号の産品への他の号の材料からの変更、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三二〇四・一九号の産品への関

三二〇四・二〇

税分類の変更を必要としない。)又は、  
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第三二〇四・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第三二〇四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三二〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、  
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体

分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第三二〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

三二〇四・九〇

第三二〇四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三二〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、  
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体

分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第三二〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

三二一〇五―三二一・一五

第三二一〇五項から第三二一・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三二一〇五項から第三二一・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三二・〇五項から第三二・一五項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

<p>第三三〇一・一一―第三三〇一・三〇          第三三〇一・九〇          第三三〇二・一〇―第三三〇六・一〇          第三三〇六・二〇          第三三〇六・九〇―第三三〇七・九〇</p>	<p>第三三〇一・一一号から第三三〇一・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更          第三三〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更          第三三〇二・一〇号から第三三〇六・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、          原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三〇二・一〇号から第三三〇六・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、          使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三三〇二・一〇号から第三三〇六・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。          第三三〇六・二〇号の産品への他の項の材料からの変更（第五四類の材料からの変更を除く。）          第三三〇六・九〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属す</p>
--	---



る項以外の項の材料からの変更、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三三〇六・九〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、  
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三三〇六・九〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスチックをもちとした歯科用の調製品

第三四・〇一項の産品への他の項の材料からの変更、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、  
使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三四・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三四〇二・一一―三四〇二・九〇

第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の

第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、こう膠着剤及び酵素

三四・〇三一三四・〇七

号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三四〇二・一一号から第三四〇二・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三四・〇三項から第三四・〇七項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三五〇一・一〇

第三五〇一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更

三五〇一・九〇

第三五〇一・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

三五〇二・一一―三五〇二・一九

第三五〇二・一一号又は第三五〇二・一九号の産品への他の類の材料からの変更

三五〇二・二〇  
三五〇二・九〇  
三五・〇三一三五・〇四  
三五・〇五  
三五・〇六一三五・〇七

(第四類の材料からの変更を除く。)

第三五〇二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更

第三五〇二・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第三五・〇三項又は第三五・〇四項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第三五・〇五項の産品への他の類の材料からの変更

第三五・〇六項若しくは第三五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの  
変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三五・〇六項又は第三五・〇七  
項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体  
分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第三五・〇六項又は第三五・〇七  
項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第三六類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

三六・〇一―三六・〇六

第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料  
からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三六・〇一項から第三六・〇六  
項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

第三七類 写真用又は映画用の材料

	<p>使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三六・〇一項から第三六・〇六項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--	--

三七・〇一  
三七・〇二―三七・〇七

	<p>第三七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三七・〇二項から第三七・〇七項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--	--

第三八類 各種の化学工業生産品

<p>三八〇一・一〇―三八〇一・九〇</p>	<p>第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の</p>
------------------------	--

三八・〇二―三八・〇四

三八〇五・一〇―三八〇五・二〇

三八〇五・九〇

号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八・〇二項から第三八・〇四項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八・〇二項から第三八・〇四項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八〇五・一〇号若しくは第三八〇五・二〇号の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・一〇号又は第三八〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇五・一〇号又は第三八〇五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八〇六・一〇―三八〇六・二〇

第三八〇六・一〇号若しくは第三八〇六・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇六・一〇号又は第三八〇六・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八〇六・三〇号の産品への他の号の材料からの変更

三八〇六・三〇  
三八〇六・九〇

第三八〇六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八・〇七項若しくは第三八・〇八項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八・〇七項又は第三八・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八・〇七項又は第三八・〇八

三八〇九・一〇

三八〇九・九一―三八二二・〇〇

項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更

第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八〇九・九一号から第三八二二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八二三・一一―三八二三・七〇

第三八二三・一一号から第三八二三・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

三八二四・一〇―三八二四・五〇

第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八二四・一〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八二四・六〇

第三八二四・六〇号の産品への他の項の材料からの変更

三八二四・七一―三八二四・九〇

第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料か

三八・二五

らの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三八二四・七一号から第三八二四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第三八・二五項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三八・二五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類及び第四〇類）

注釈 第三九類又は第四〇類の適用上、

- (a) 「化学反応」とは、一の工程（生化学的工程を含む。）であつて、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずるものをいい、次の事項を含まない。
- (i) 水その他の溶媒への溶解



- (i) 溶媒（溶媒水を含む。）の除去
- (ii) 結晶水の追加又は除去
- (b) 「精製」とは、不純物の削減又は除去の工程であつて、次のいずれかに該当するものをいう。
  - (i) 存在する不純物の含有量の八十パーセント以上の除去をもたらす工程
  - (ii) 一又は二以上の次の応用に直接適する産品をもたらす工程
    - (AA) 医薬用、医療用、化粧用、獣医用又は食品等級の物質
    - (BB) 分析用、診断用又は実験用の化学品及び試薬
    - (CC) マイクロエレクトロニクスにおいて用いる元素及び成分
    - (DD) 特殊光学的用途
    - (EE) 生物工学的用途
    - (FF) 分離工程に用いる支持体
    - (GG) 原子力等級用途

- (c) 「異性体分離」とは、異性体の混合物からの一の異性体の単離又は分離の工程をいう。
- (d) 「生物工学的工程」とは、次のいずれかのをいう。

- (i) 微生物又は人、動物若しくは植物の細胞の生物学的又は生物工学的な培養、交配又は遺伝子の改変

- (ii) 細胞構造又は細胞間構造の生成、単離又は精製

第三九類 プラスチック及びその製品

<p>三九・〇一―三九・一四</p>	<p>第三九・〇一項から第三九・一四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第三九・〇一項から第三九・一四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、</p> <p>使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第三九・〇一項から第三九・一四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>三九・一五</p>	<p>第三九・一五項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第三九・一五項の産品への関税分類の変更を必</p>

三九・一六一三九・二六

要としない。)

第三九・一六項から第三九・二六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第三九・一六項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第三九・一六項から第三九・二六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

#### 第四〇類 ゴム及びその製品

四〇〇一・一〇

第四〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更

四〇〇一・二一一四〇〇一・二九

第四〇〇一・二一一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第四〇〇一・二一一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること(第四〇〇一・二一一号から第四〇〇一・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

四〇〇一・三〇

四〇〇二・四〇・〇三

第四〇〇一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更  
第四〇〇二項若しくは第四〇〇三項の産品への当該各項以外の項の材料からの  
変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇二項又は第四〇〇三  
項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体  
分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇〇二項又は第四〇〇三  
項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四〇〇四

第四〇〇四項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得ら  
れ、又は生産される産品であること（第四〇〇四項の産品への関税分類の変更を必  
要としない。）。

四〇〇五・四〇・一一

第四〇〇五項から第四〇〇一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料  
からの変更、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇五項から第四〇〇一一  
項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、

使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体  
分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇〇五項から第四〇〇一一  
項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四〇一二・一一・四〇一二・一九

第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更、

<p>四〇一二・二〇 四〇一二・九〇―四〇一七・〇〇</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇一二・一一号から第四〇一二・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第四〇一二・二〇号の産品への他の類の材料からの変更 第四〇一二・九〇号から第四〇一七・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四〇一二・九〇号から第四〇一二・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）又は、 使用される非原産材料についていずれかの締約国において化学反応、精製、異性体分離の各工程若しくは生物工学的工程を経ること（第四〇一二・九〇号から第四〇一七・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
------------------------------------	--

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の

四一・〇一―四一・〇三	第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
四一・〇四	第四一・〇四項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一項の材料からの変更を除く。)
四一・〇五	第四一・〇五項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇二項の材料からの変更を除く。)
四一・〇六	第四一・〇六項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇三項の材料からの変更を除く。)
四一・〇七	第四一・〇七項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一項又は第四一・〇四項の材料からの変更を除く。)
四一・一二	第四一・一二項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇二項又は第四一・〇五項の材料からの変更を除く。)
四一・一三	第四一・一三項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇三項又は第四一・〇六項の材料からの変更を除く。)
四一・一四	第四一・一四項の産品への他の項の材料からの変更(第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の材料からの変更を除く。)
四一・一五	第四一・一五項の産品への他の項の材料からの変更

製品

四二・〇一―四二・〇六

第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一

第四三・〇一項の産品への他の項の材料からの変更

四三・〇二

第四三・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・〇一項の材料からの変更を除く。）

四三・〇三

第四三・〇三項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・〇二項の材料からの変更を除く。）

四三・〇四

第四三・〇四項の産品への他の項の材料からの変更

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

<p>四四・〇一―四四・一一</p>	<p>第四四・〇一項から第四四・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
<p>四四・一二</p>	<p>第四四・一二項の産品への他の項の材料からの変更及び原産資格割合が四十パーセント以上であること。</p>
<p>四四・一三―四四・二二</p>	<p>第四四・一三項から第四四・二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>

第四五類 コルク及びその製品

<p>四五・〇一―四五・〇四</p>	<p>第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--------------------	--

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

<p>四六〇一・二〇―四六〇一・九一</p>	<p>第四六〇一・二〇号若しくは第四六〇一・九一号のいぐさ製品への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を除く。）又は、</p>
------------------------	---



四六〇一・九九  
四六・〇二

第四六〇一・二〇号若しくは第四六〇一・九一号の産品（いぐさ製品を除く。）への他の類の材料からの変更  
第四六〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変更  
第四六・〇二項の産品への他の項の材料からの変更

第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製品（第四七類から第四九類まで）

第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

四七・〇一―四七・〇六

第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四七・〇一項から第四七・〇六項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

四七・〇七

第四七・〇七項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第四七・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

<p>四八・〇一―四八・〇六</p>	<p>第四八・〇一項から第四八・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
<p>四八〇七・〇〇―四八〇八・一〇</p>	<p>第四八〇七・〇〇号若しくは第四八〇八・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八〇七・〇〇号又は第四八〇八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>四八〇八・二〇</p>	<p>第四八〇八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇四項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>四八〇八・三〇</p>	<p>第四八〇八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇五項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>四八〇八・九〇</p>	<p>第四八〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇六項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>四八・〇九―四八・一五</p>	<p>第四八・〇九項から第四八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八・〇九項から第四八・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>四八・一六</p>	<p>第四八・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇九項の材料からの</p>

<p>四八・一七</p> <p>四八・一八</p> <p>四八・一九―四八・二三</p>	<p>変更を除く。）</p> <p>第四八・一七項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八・一七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第四八・一八項の産品への他の項の材料からの変更（第四八・〇三項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第四八・一九項から第四八・二三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第四八・一九項から第四八・二三項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--	---

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

<p>四九・〇一―四九・一一</p>	<p>第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------------	--

第一一部 紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

注釈 第五〇類から第五五類までの各類及び第六〇類の適用上、浸染し、又はなせんする工程

については、以下の二以上の作業を伴わなければならない。

- (1) 抗菌防臭加工
- (2) 防融加工
- (3) 防蚊加工
- (4) 抗ピル加工
- (5) 帯電防止加工、制電加工
- (6) しわ加工
- (7) 漂白
- (8) ブラッシング
- (9) バフ加工
- (10) 拔蝕加工、オパール加工
- (11) カレンダ仕上げ
- (12) 圧縮収縮仕上げ

- (13) 防しわ加工
- (14) 蒸じゅう、デカタイジング
- (15) 消臭加工
- (16) イージーケア加工
- (17) エンボス加工
- (18) エメリ加工
- (19) 難燃加工
- (20) 植毛、フロック加工、電着加工
- (21) 発泡なせん
- (22) 液体アンモニア加工
- (23) マーセライズ加工
- (24) 制菌加工
- (25) 縮じゅう

- (26) モアレ仕上げ
- (27) 透湿防水加工
- (28) はっ油加工
- (29) オーガンジ加工
- (30) 減量加工
- (31) 芳香加工
- (32) リラックス処理
- (33) リップル加工
- (34) シュライナ加工
- (35) せん毛、シャリング
- (36) 防縮加工
- (37) ソイルガード加工（SG加工）
- (38) ソイルリリース加工（SR加工）

第五〇類 絹及び絹織物

- (39) ストレッチ加工
- (40) 防ダニ加工
- (41) UVカット加工
- (42) ウォッシュ・アンド・ウェア加工（W&W加工）
- (43) 吸水加工
- (44) 防水加工
- (45) はっ水加工
- (46) ウェットデカタイジング
- (47) 防風加工
- (48) 針布起毛

五〇・〇一―五〇・〇四  
五〇・〇五―五〇・〇六

第五〇・〇一項から第五〇・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第五〇・〇五項又は第五〇・〇六項の産品への第五〇・〇五項及び第五〇・〇六項

五〇・〇七

以外の項の材料からの変更

第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五〇・〇七項の産品への第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、

第五〇・〇七項の産品への第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）

第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五二・〇一―五二・〇五

五二・〇六―五二・一〇

五二・一一―五二・二三

第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項まで以外の項の材料からの変更

第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・一一項から第五一・一三項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五



第五二類 綿及び綿織物

一・一〇項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、  
 第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）

五二・〇一―五二・〇三  
 五二・〇四―五二・〇七  
 五二・〇八―五二・一二

第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
 第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇三項の材料からの変更を除く。）  
 第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇八項から第五二・一二項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の材料からの変更を除く。）  
 第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、  
 第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五

二・〇七項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）

第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三・〇一―五三・〇五  
五三・〇六―五三・〇八  
五三・〇九―五三・一一

第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項まで以外の項の材料からの変更  
第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇九項から第五三・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更を除く。）  
第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更（織物が締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、  
第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）

第五四類 人造纖維の長纖維及びその織物

<p>五四・〇一―五四・〇六 五四・〇七―五四・〇八</p>	<p>第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇七項及び第五四・〇八項以外の項の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）、 第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、 第五四・〇七項若しくは第五四・〇八項の産品への第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）</p>
------------------------------------	---

第五五類 人造纖維の短纖維及びその織物

<p>五五・〇一―五五・〇七 五五・〇八―五五・一一</p>	<p>第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 （第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。） 第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五</p>
------------------------------------	--

<p>五五・一二一五五・一六</p>	<p>五・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇六項又は第五五・〇七項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二項から第五五・一六項まで以外の項の材料からの変更（第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）</p> <p>第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、</p> <p>第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）</p>
--------------------	--

第五六類 ウオツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

<p>五六・〇一―五六・〇三</p>	<p>第五六・〇一項から第五六・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から</p>
--------------------	--

五六・〇四―五六・〇九

第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）

第五六・〇四項から第五六・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

五七・〇一―五七・〇五

第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。）

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一―五八・一一

第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
(第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。)

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

五九・〇一

第五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)

五九・〇二

第五九・〇二項の産品への他の項の材料からの変更(第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。)

五九・〇三―五九・〇九

第五九・〇三項から第五九・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第

五九・一〇

五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)

五九・一一

第五九・一〇項の産品への他の項の材料からの変更(第五〇・〇四項から第五〇・〇七項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第五四類の材料からの変更を除く。)  
第五九・一一項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇七項、第五四・〇七項、第五四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

六〇・〇一―六〇・〇六

第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項、第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項又は第五五・〇八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。)、  
第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の産品への第五〇・〇四項から第五

○・○六項までの各項、第五一・○六項から第五一・一○項までの各項、第五二・○四項から第五二・○七項までの各項、第五三・○六項から第五三・○八項までの各項、第五四・○二項から第五四・○六項までの各項若しくは第五五・○八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更（織物がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）又は、  
 第六○・○一項から第六○・○六項までの各項の産品への第五○・○四項から第五○・○六項までの各項、第五一・○六項から第五一・一○項までの各項、第五二・○四項から第五二・○七項までの各項、第五三・○六項から第五三・○八項までの各項、第五四・○二項から第五四・○六項までの各項若しくは第五五・○八項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更（製織されるに先立って、糸がいずれかの締約国において浸染され、又はなせんされる場合に限る。）

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注釈1 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。



注釈2 この類の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において、完全にメリヤス編みされ、又はクロセ編みされた非原産材料は、当該非原産材料が製品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

(a) 当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送

(b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

六一・〇一―六一・一七

第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国においてメリヤス編みされ、又

はクロセ編みされた場合に限る。）

第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈1 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

注釈2 この類の適用上、他方の締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において、完全に製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされた非原産材料は、当該非原産材料が産品の生産に使用される締約国に次のいずれかの態様により輸送されなければならない。

- (a) 当該他方の締約国又は当該第三国からの直接輸送
- (b) 積替え又は一時蔵置のための一又は二以上の他の第三国を経由した輸送。ただし、

当該他の第三国において積卸し及び当該非原産材料を良好な状態に保存するために必要なその他の作業以外の作業が行われていない場合に限る。

六二・〇一―六二・一一	<p>第六二・〇一項から第六二・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織された場合に限る。）</p>
六二・一二	<p>第六二・一二項の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一一項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織され、又はメリヤス編みされ、若しくはクロセ編みされた場合に限る。）</p>
六二・一三―六二・一七	<p>第六二・一三項から第六二・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>

(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項又は第六〇類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれぞれがいずれかの締約国又は東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において製織された場合に限る。)

第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びびぼろ

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六三・〇一―六三・一〇

第六三・〇一項から第六三・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第五〇・〇七項、第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各項、第五四・〇七項、第五四・〇八項、第五五・一二項から第五五・一六項までの各項、第

五八・〇一項、第五八・〇二項又は第六〇類から第六二類までの各類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品がいずれかの締約国において、裁断され、若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

第一二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、

造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

六四・〇一―六四・〇五

第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第六四・〇六項の材料からの変更を除く。）

六四・〇六

第六四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更

第六五類 帽子及びその部分品

六五・〇一―六五・〇二

第六五・〇一項又は第六五・〇二項の産品への他の類の材料からの変更

六五・〇三―六五・〇五

第六五・〇三項から第六五・〇五項までの各項の産品への第六五・〇三項から第六

六五・〇六一六五・〇七

五・〇五項まで以外の項の材料からの変更

第六五・〇六項又は第六五・〇七項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びびむち並びにこれらの部分品

六六・〇一一六六・〇二

第六六・〇一項若しくは第六六・〇二項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六六・〇一項又は第六六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

六六・〇三

第六六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六六・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

六七・〇一一六七・〇四

第六七・〇一項から第六七・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六七・〇一項から第六七・〇四

項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。

第一三部 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）

第六八類 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一―六八・一五

第六八・〇一項から第六八・一五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六八・〇一項から第六八・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第六九類 陶磁製品

六九・〇一―六九・〇七

第六九・〇一項から第六九・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九・〇一項から第六九・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七〇類 ガラス及びその製品

<p>六九・〇八</p> <p>六九・〇九―六九・一四</p>	<p>第六九・〇八項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九・〇八項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第六九・〇九項から第六九・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、 又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第六九・〇九項から第六九・一四項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七〇・〇一</p> <p>七〇・〇二―七〇・一七</p> <p>七〇一八・一〇</p> <p>七〇一八・二〇</p>	<p>第七〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更</p> <p>第七〇・〇二項から第七〇・一七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇・〇二項から第七〇・一七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七〇一八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更</p> <p>第七〇一八・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇一八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>



七〇一八・九〇

第七〇一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

七〇・一九一七〇・二〇

第七〇・一九項若しくは第七〇・二〇項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七〇・一九項又は第七〇・二〇項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺

用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身

辺用模造細貨類並びに貨幣

注釈 この類の適用上、輸送のためだけに一時的に糸を通した天然又は養殖の真珠であつてその他の加工をしてないものは、第七一〇一・二二号の加工してない天然又は養殖の真珠とみなす。

七二〇一・一〇一七二〇二・二二

第七二〇一・一〇号から第七二〇二・二二号までの各号の産品への他の類の材料か

らの変更

七二〇二・二九	第七一〇二・二九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇二・二九号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
七二〇二・三一	第七一〇二・三一号の産品への他の類の材料からの変更
七二〇二・三九	第七一〇二・三九号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇二・三九号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
七二〇三・一〇	第七一〇三・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
七二〇三・九一―七二〇四・一〇	第七一〇三・九一号から第七二〇四・一〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇三・九一号から第七一〇 四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇四・二〇	第七一〇四・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇四・二〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
七二〇四・九〇	第七一〇四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇四・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
七二〇五	第七一〇五項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一〇五項の産品への関税分

七二〇六・一〇一七二〇六・九二	類の変更を必要としない。)
	第七一〇六・一〇号から第七一〇六・九二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七一〇六・一〇号から第七一〇六・九二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七二・〇七	第七一・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七一・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七二〇八・一一一七二〇八・二〇	第七一〇八・一一号から第七一〇八・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七一〇八・一一号から第七一〇八・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七二・〇九	第七一・〇九項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七一・〇九項の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七二一〇・一一一七二一〇・四九	第七一一〇・一一号から第七一一〇・四九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七一一〇・一一号から第七一一〇・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七二・一一	第七一一・一一項の産品への他の項の材料からの変更又は、

第一五部 卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）  
第七二類 鉄鋼

七二・二二	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七一・一一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七一・一二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七一・一二項の各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
七二・二三―七二・二五	<p>第七一・一三項から第七一・一五項までの各項の産品への第七一・一三項から第七一・一五項まで以外の項の材料からの変更（第七一・一六項から第七一・一八項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
七二・二六	<p>第七一・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一五項までの各項、第七一・一七項、第七一・一八項、第七一〇一・二二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号の材料からの変更を除く。）</p>
七二・二七	<p>第七一・一七項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
七二・二八	<p>第七一・一八項の産品への他の項の材料からの変更</p>

注釈 この類の適用上、産品については、その形状又は寸法を変更するための切断（せん剪断、スリッティングを含む。）のみによって、関税分類の変更の要件を満たすものとしてはない。

七二・〇一	第七二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二・〇二	第七二・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二・〇三	第七二・〇三項の産品への他の類の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二・〇三項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二・〇四	第七二・〇四項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七二・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二〇五・一〇	第七二〇五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇五・一〇号の産品への関

七二〇五・二一―七二〇五・二九	税分類の変更を必要としない。）。
七二〇六・一〇―七二二〇・六九	第七二〇五・二一号若しくは第七二〇五・二九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇五・二一号又は第七二〇五・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二一〇・七〇―七二二〇・九〇	第七二〇六・一〇号から第七二一〇・六九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二〇六・一〇号から第七二一〇・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二一一・一三―七二二一・一九	第七二一〇・七〇号若しくは第七二一〇・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一〇・七〇号又は第七二一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二一一・二三―七二二一・九〇	第七二一一・一三号から第七二一一・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一一・一三号から第七二一一・一九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七二一一・二三号から第七二一一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一一・二三号から第七二一一

七二二・一〇―七二二・三〇	一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 第七二二・一〇号から第七二二・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
七二二・四〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二・一〇号から第七二二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二・五〇	第七二二・四〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二・六〇	第七二二・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二・一〇―七二二・二四	第七二二・六〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七二二・三一―七二二・九〇	第七二二・一〇号から第七二二・二四号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二・一〇号から第七二二・二四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第七二二・一九・三一―七二二・九〇	第七二二・一九・三一号から第七二二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

七二二〇・一一―七二二〇・一二	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二一九・三一号から第七二一九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七二二〇・一一号若しくは第七二二〇・一二号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>
七二二〇・二〇―七二二〇・九〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二〇・一一号又は第七二二〇・一二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七二二〇・二〇号若しくは第七二二〇・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p>
七二二一・〇〇―七二二二・一九	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二〇・二〇号又は第七二二〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七二二一・〇〇号から第七二二二・一九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p>
七二二二・二〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二一・〇〇号から第七二二二・一九号までの各号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>第七二二二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
七二二三・三〇―七二二四・一〇	<p>第七二二三・三〇号から第七二二四・一〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二二・三〇号から第七二二三・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p>



七二二四・九〇

七二二五・一一―七二二五・四〇

七二二五・五〇―七二二五・九九

七二二六・一一―七二二六・九一

七二二六・九二―七二二六・九九

四・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第七二二四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二二四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第七二二五・一一号から第七二二五・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二二五・一一号から第七二二五・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第七二二五・五〇号から第七二二五・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二二五・五〇号から第七二二五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第七二二六・一一号から第七二二六・九一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二二六・一一号から第七二二六・九一号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第七二二六・九二号から第七二二六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七二二六・九二号から第七二二六・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

<p>七二二七・一〇―七二二八・三〇</p> <p>七二二八・四〇―七二二八・六〇</p> <p>七二二八・七〇―七二二九・九〇</p>	<p>第七二二七・一〇号から第七二二八・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二七・一〇号から第七二二八・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七二二八・四〇号から第七二二八・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二八・四〇号から第七二二八・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七二二八・七〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七二二八・七〇号から第七二二九・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--	---

第七三類 鉄鋼製品

注釈 この類の適用上、産品については、その形状又は寸法を変更するための切断（せん切断、スリッテイングを含む。）のみによって、関税分類の変更の要件を満たすものとしてはない。

七三・〇一―七三・二〇	第七三・〇一項から第七三・二〇項までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、
七三二一・一一―七三二一・八三	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三・〇一項から第七三・二〇項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二一・九〇―七三二一・一〇	第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二一・一一号から第七三二一・八三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二三・九一―七三二三・九九	第七三二一・九〇号から第七三二三・一〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二一・九〇号から第七三二三・一〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七三二四・一〇―七三二四・二九	第七三二三・九一号から第七三二三・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二三・九一号から第七三二三・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七三二四・一〇号から第七三二

七三二四・九〇	四・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)
七三二五・一〇	第七三二四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三二四・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
七三二五・九一	第七三二五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三二五・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
七三二五・九九	第七三二五・九一号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三二五・九一号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
七三二六・一一	第七三二六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三二六・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。)
七三二六・一九―七三二六・九〇	第七三二六・一九号から第七三二六・九〇号までの各号の産品への他の項の材料か らの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること(第七三二六・一九号から第七三二 六・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第七四類 銅及びその製品

注釈 この類の適用上、「年」とは、一年目については、この協定の効力発生の日からその後の最初の三月三十一日までをいい、その後の各年については、当該各年の四月一日に開始する十二箇月の期間をいう。

<p>七四〇一・一〇一七四〇一・二〇</p>	<p>第七四〇一・一〇号若しくは第七四〇一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇一・一〇号又は第七四〇一・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七四・〇二</p>	<p>第七四・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七四〇三・一一</p>	<p>一年目から五年目までについては、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇三・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
	<p>六年目以降については、第七四〇三・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>

第七五類 ニッケル及びその製品

<p>七四〇三・一二一七四〇三・二九</p> <p>七四・〇四</p> <p>七四・〇五一七四・一九</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇三・一一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七四〇三・一二号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四〇三・一二号から第七四〇三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七四・〇四項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七四・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第七四・〇五項から第七四・一九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七四・〇五項から第七四・一九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七五〇一・一〇</p>	<p>第七五〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

七五〇一・二〇	第七五〇一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇一・二〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
七五〇二・一〇	第七五〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇二・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
七五〇二・二〇	第七五〇二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇二・二〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
七五・〇三	第七五・〇三項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得ら れ、又は生産される産品であること（第七五・〇三項の産品への関税分類の変更を必 要としない。）。
七五〇四・〇〇―七五〇五・一二	第七五〇四・〇〇号から第七五〇五・一二号までの各号の産品への当該各号が属す る項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇四・〇〇号から第七五〇 五・一二号までの産品への関税分類の変更を必要としない。）。
七五〇五・二一―七五〇五・二二	第七五〇五・二一号若しくは第七五〇五・二二号の産品への当該各号以外の号の材 料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五〇五・二一号又は第七五〇 五・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第七六類 アルミニウム及びその製品

<p>七五・〇六一七五・〇八</p>	<p>第七五・〇六項から第七五・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七五・〇六項から第七五・〇八項までの産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>七六〇一・一〇 七六〇一・二〇 七六・〇二 七六・〇三 七六・〇四一七六・一六</p>	<p>第七六〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第七六〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更 第七六・〇二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七六・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第七六・〇三項の産品への他の項の材料からの変更 第七六・〇四項から第七六・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第七六・〇四項から第七六・一六項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>



第七八類 鉛及びその製品

<p>七八〇一・一〇 七八〇一・九一―七八〇一・九九 七八・〇二 七八・〇三―七八・〇六</p>	<p>第七八〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更 第七八〇一・九一号又は第七八〇一・九九号の産品への他の類の材料からの変更 第七八・〇二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七八・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。） 第七八・〇三項から第七八・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
--	---

第七九類 亜鉛及びその製品

<p>七九〇一・一一 七九〇一・一二 七九〇一・二〇 七九・〇二</p>	<p>第七九〇一・一一号の産品への他の号の材料からの変更 第七九〇一・一二号の産品への他の類の材料からの変更 第七九〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更 第七九・〇二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第七九・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）</p>
--	---

七九・〇三―七九・〇七

第七九・〇三項から第七九・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

### 第八〇類 すす及びその製品

八〇〇一・一〇

八〇〇一・二〇

八〇・〇二

八〇・〇三―八〇・〇七

第八〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更

第八〇〇一・二〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八〇・〇二項の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八〇・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八〇・〇三項から第八〇・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

### 第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一〇一・一〇

八一〇一・九四

八一〇一・九五―八一〇一・九六

第八一〇一・一〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八一〇一・九四号の産品への他の類の材料からの変更

第八一〇一・九五号又は第八一〇一・九六号の産品への当該各号以外の号の材料か

八二〇一・九七	らの変更 第八一〇一・九七号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇七・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇一・九九―八二〇二・一〇	第八一〇一・九九号又は第八一〇二・一〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八二〇二・九四	第八一〇二・九四号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇二・九五―八二〇二・九六	第八一〇二・九五号又は第八一〇二・九六号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八二〇二・九七	第八一〇二・九七号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇二・九七号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇二・九九	第八一〇二・九九号の産品への他の号の材料からの変更
八二〇三・二〇	第八一〇三・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇三・三〇	第八一〇三・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇三・九〇	第八一〇三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八二〇四・一一―八二〇四・一九	第八一〇四・一一号又は第八一〇四・一九号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇四・二〇	第八一〇四・二〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に

八二〇四・三〇一八二〇四・九〇	得られ、又は生産される製品であること（第八一〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇五・二〇	第八一〇四・三〇号又は第八一〇四・九〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八二〇五・三〇	第八一〇五・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇五・九〇	第八一〇五・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること（第八一〇五・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇六・〇〇一八二〇七・二〇	第八一〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八二〇七・三〇	第八一〇六・〇〇号又は第八一〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇七・九〇	第八一〇七・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること（第八一〇七・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇八・二〇	第八一〇七・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八二〇八・三〇	第八一〇八・二〇号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇八・九〇	第八一〇八・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される製品であること（第八一〇八・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇九・二〇	第八一〇八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
	第八一〇九・二〇号の産品への他の類の材料からの変更

八二〇九・三〇	第八一〇九・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一〇九・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二〇九・九〇	第八一〇九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八二一〇・一〇	第八一一〇・一〇号の産品への他の類の材料からの変更
八二一〇・二〇	第八一一〇・二〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一〇・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二一〇・九〇	第八一一〇・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八二一一・〇〇―八二一二・一二	第八一一一・〇〇号又は第八一一二・一二号の産品への他の類の材料からの変更
八二一二・一三	第八一一二・一三号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・一三号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二一二・一九	第八一一二・一九号の産品への他の号の材料からの変更
八二一二・二一	第八一一二・二一号の産品への他の類の材料からの変更
八二一二・二二	第八一一二・二二号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・二二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八二一二・二九	第八一一二・二九号の産品への他の号の材料からの変更
八二一二・三〇	第八一一二・三〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に

八二二・四〇―八二二・五一  
 八二二・五二  
 八二二・五九  
 八二二・九二  
 八二二・九九  
 八一・二三

得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一一二・四〇号又は第八一一二・五一号の産品への他の類の材料からの変更  
 第八一一二・五二号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八一一二・五二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八一一二・五九号の産品への他の号の材料からの変更  
 第八一一二・九二号の産品への他の類の材料からの変更  
 第八一一二・九九号の産品への他の号の材料からの変更  
 第八一・一三項の産品への他の項の材料からの変更

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二・〇一―八二・一五

第八二・〇一項から第八二・一五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
 又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八二・〇一項から第八二・一五項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八三類 各種の卑金属製品

<p>八三〇一・一〇一八三〇一・五〇</p>	<p>第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八三〇一・六〇</p>	<p>第八三〇一・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・六〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八三〇一・七〇</p>	<p>第八三〇一・七〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇一・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八三・〇二一八三・〇四</p>	<p>第八三・〇二項から第八三・〇四項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三・〇二項から第八三・〇四項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八三〇五・一〇一八三〇五・二〇</p>	<p>第八三〇五・一〇号若しくは第八三〇五・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇五・一〇号又は第八三〇</p>

八三〇五・九〇―八三〇六・一〇

五・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八三〇五・九〇号若しくは第八三〇六・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

八三〇六・二一

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇五・九〇号又は第八三〇六・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八三〇六・二一号の産品への他の号の材料からの変更又は、

八三〇六・二九―八三〇七・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇六・二一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八三〇六・二九号から第八三〇七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

八三〇八・一〇―八三〇八・二〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇六・二九号から第八三〇七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八三〇八・一〇号若しくは第八三〇八・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八三〇八・九〇―八三二〇・〇〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇八・一〇号又は第八三〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八三〇八・九〇号から第八三一〇・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三〇八・九〇号から第八三一〇・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



八三二一・一〇一八三二一・九〇

第八三二一・一〇号から第八三二一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八三二一・一〇号から第八三二一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像

及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類及び第八五類）

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

八四〇一・一〇一八四〇一・三〇

第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八四〇一・四〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇一・四〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八四〇二・一一一八四〇二・二〇

八四〇一・四〇

八四〇二・九〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八四〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四〇三・一〇	<p>第八四〇三・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四〇三・九〇	<p>第八四〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四〇四・一〇―八四〇四・二〇	<p>第八四〇四・一〇号若しくは第八四〇四・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇四・一〇号又は第八四〇四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四〇四・九〇	<p>第八四〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四〇五・一〇	<p>第八四〇五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇五・一〇号の産品への関</p>

八四〇五・九〇

税分類の変更を必要としない。）。

第八四〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四〇六・一〇―八四〇六・八二

第八四〇六・一〇号から第八四〇六・八二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇六・一〇号から第八四〇六・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四〇六・九〇―八四〇九・九二

第八四〇六・九〇号から第八四〇九・九二号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四〇六・九〇号から第八四〇九・九二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一〇・一一―八四一〇・一三

第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一〇・九〇

第八四一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一一・一一―八四一一・八二

第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への当該各号以外の

八四一・九一―八四一・九九

八四二・一〇―八四二・八〇

八四二・九〇

八四一三・一一―八四一三・八二

八四一三・九一―八四一三・九二

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一・一一号から第八四一・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四一・九一若しくは第八四一・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一・九一又は第八四一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四一・一〇号から第八四一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一・一〇号から第八四一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一・九〇号の産品への関

税分類の変更を必要としない。）。  
第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一三・一一号から第八四一

三・八二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八四一三・九一若しくは第八四一三・九二号の産品への他の項の材料からの変

更又は、

八四一四・一〇―八四一四・八〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一三・九一号又は第八四一三・九二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八四一四・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一五・一〇―八四一五・八三

第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八四一五・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一六・一〇―八四一六・三〇

第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一六・九〇

第八四一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一六・九〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

八四一七・一〇―八四一七・八〇

第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一七・一〇号から第八四一  
七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一七・九〇

第八四一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一七・九〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

八四一八・一〇―八四一八・六九

第八四一八・一〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一八・一〇号から第八四一  
八・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一八・九一―八四一八・九九

第八四一八・九一号若しくは第八四一八・九九号の産品への他の項の材料からの変  
更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一八・九一号又は第八四一  
八・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一九・一一―八四一九・八九

第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

八四一九・九〇

八四二〇・一〇

八四二〇・九一―八四二〇・九九

八四二一・一一―八四二一・三九

八四二一・九一―八四二一・九九

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四一九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四一九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四二〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四二〇・九一若しくは第八四二〇・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二〇・九一又は第八四二〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四二一・一一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二一・一一号から第八四二一・三九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四二一・九一若しくは第八四二一・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二一・九一又は第八四二一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四二二・一一―八四二二・四〇	第八四二二・一一号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
八四二二・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・一一号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二三・一〇―八四二三・八九	第八四二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二三・九〇	第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
八四二四・一〇―八四二四・八九	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四二四・九〇―八四三一・四九	第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



八四三二・一〇―八四三二・八〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四二四・九〇号から第八四三一・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八四三二・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三二・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、必要としない。）。</p>
八四三二・九〇	<p>第八四三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四三三・一一―八四三三・六〇	<p>第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更を必要としない。）。</p>
八四三三・九〇	<p>第八四三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四三四・一〇―八四三四・二〇	<p>第八四三四・一〇号若しくは第八四三四・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三四・一〇号又は第八四三四・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

八四三四・九〇

第八四三四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三四・九〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

八四三五・一〇

第八四三五・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三五・一〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

八四三五・九〇

第八四三五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三五・九〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

八四三六・一〇―八四三六・八〇

第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三六・一〇号から第八四三

八四三六・九一―八四三六・九九

第六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八四三六・九一号若しくは第八四三六・九九号の産品への他の項の材料からの変  
更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三六・九一号又は第八四三

八四三七・一〇―八四三七・八〇

第六・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八四三七・一〇号若しくは第八四三七・八〇号の産品への当該各号以外の号の材  
料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三七・一〇号又は第八四三

八四三七・九〇

七・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四三八・一〇―八四三八・八〇

第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四三八・九〇

第八四三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四三九・一〇―八四三九・三〇

第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四三九・九一―八四三九・九九

第八四三九・九一号若しくは第八四三九・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四三九・九一号又は第八四三九・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四四〇・一〇

第八四四〇・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、

八四四〇・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四〇・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四四一・一〇―八四四二・八〇

第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四四一・九〇

第八四四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四四二・一〇―八四四二・三〇

第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四四二・四〇―八四四二・五〇

第八四四二・四〇号若しくは第八四四二・五〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四二・四〇号又は第八四四二・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四四三・一一―八四四三・六〇

第八四四三・一一号から第八四四三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八四四三・九〇―八四四七・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・一一号から第八四四三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四四三・九〇―八四四七・九〇

第八四四三・九〇号から第八四四七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

八四四八・一一―八四四八・一九

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四三・九〇号から第八四四七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四四八・一一―八四四八・一九

第八四四八・一一号若しくは第八四四八・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八四四八・二〇―八四四九・〇〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四八・一一号又は第八四四八・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四四八・二〇―八四四九・〇〇

第八四四八・二〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

八四五〇・一一―八四五〇・二〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四四八・二〇号から第八四四九・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五〇・一一―八四五〇・二〇

第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八四五〇・一一―八四五〇・二〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五〇・九〇

第八四五〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五一・一〇―八四五一・八〇

第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・一〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五一・九〇

第八四五一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五二・一〇―八四五二・四〇

第八四五二・一〇号から第八四五二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五二・一〇号から第八四五二・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五二・九〇

第八四五二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四五三・一〇―八四五三・八〇

第八四五三・一〇号から第八四五三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四五三・一〇号から第八四五

八四五三・九〇

八四五四・一〇―八四五四・三〇

八四五四・九〇

八四五五・一〇―八四五五・三〇

八四五五・九〇―八四六六・九四

八四六七・一一―八四六七・八九

三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第八四五三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四五三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第八四五四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四五四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第八四五五・一〇号から第八四五五・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四五五・一〇号から第八四五五・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第八四五五・九〇号から第八四六六・九四号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四五五・九〇号から第八四六六・九四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第八四六七・一一号から第八四六七・八九号までの各号の産品への当該各号以外の

八四六七・九一―八四六七・九九

八四六八・一〇―八四六八・八〇

八四六八・九〇―八四七三・二九

八四七三・三〇

八四七三・四〇―八四七三・五〇

号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六七・一一号から第八四六七・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四六七・九一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六七・九一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四六八・九〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四六八・九〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七三・三〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・三〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七三・四〇号若しくは第八四七三・五〇号の産品への他の項の材料からの変



八四七四・一〇―八四七四・八〇

八四七四・九〇

八四七五・一〇―八四七五・二九

八四七五・九〇

八四七六・二一―八四七六・八九

更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七三・四〇号又は第八四七三・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七五・一〇号から第八四七五・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七五・一〇号から第八四七五・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七六・二一号から第八四七

八四七六・九〇

六・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七七・一〇―八四七七・八〇

第八四七七・一〇号から第八四七七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七七・一〇号から第八四七七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七七・九〇

第八四七七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七八・一〇

第八四七八・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七八・九〇

第八四七八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七九・一〇―八四七九・八九

第八四七九・一〇号から第八四七九・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四七九・一〇号から第八四七

八四七九・九〇―八四八〇・七九

九・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四七九・九〇号から第八四八〇・七九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八四八一・一〇―八四八一・八〇

第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八四八一・九〇

第八四八一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四八一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八四八二・一〇―八四八二・八〇

第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八四八二・九一―八四八二・九九

第八四八二・九一号若しくは第八四八二・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること(第八四八二・九一号又は第八四八二・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八四八三・一〇―八四八三・六〇	第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
八四八三・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八三・一〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四・八四	第八四八三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四八三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
八四・八五	第八四・八四項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・八四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
	第八四・八五項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八四・八五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録

用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

八五・〇一―八五・〇三	第八五・〇一項から第八五・〇三項までの各号の産品への当該各号以外の項の材料
-------------	---------------------------------------

八五〇四・一〇―八五〇四・五〇

からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五・〇一項から第八五・〇三項までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各々の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五〇四・九〇

第八五〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五〇五・一一―八五〇五・三〇

第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各々の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五〇五・九〇

第八五〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五〇六・一〇―八五〇六・八〇

第八五〇六・一〇号から第八五〇六・八〇号までの各々の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇六・一〇号から第八五〇

八五〇六・九〇

六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。

第八五〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五〇七・一〇―八五〇七・八〇

第八五〇七・一〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇七・一〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五〇七・九〇

第八五〇七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五〇九・一〇―八五〇九・八〇

第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五〇九・九〇

第八五〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五〇九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一〇・一〇―八五一〇・三〇

第八五一〇・一〇号から第八五一〇・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

八五一〇・九〇	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一〇・一〇号から第八五一〇・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八五一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八五一一・一〇―八五二一・八〇	<p>第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八五一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八五一一・九〇	<p>第八五一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八五二二・一〇―八五二二・四〇	<p>第八五二二・一〇号から第八五二二・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二二・一〇号から第八五二二・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八五二二・九〇	<p>第八五二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八五二三・一〇	<p>第八五二三・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

八五一一三・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一一三・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一一三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一一四・一〇―八五一一四・四〇

第八五一一四・一〇号から第八五一一四・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一一四・一〇号から第八五一一四・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一一四・九〇

第八五一一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一一五・一一―八五一一五・八〇

第八五一一五・一一号から第八五一一五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一一五・一一号から第八五一一五・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一一五・九〇

第八五一一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一一六・一〇―八五一一六・八〇

第八五一一六・一〇号から第八五一一六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の



八五一六・九〇

号の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一六・一〇号から第八五一六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一七・一一―八五二七・八〇

第八五一七・一一号から第八五一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一七・一一号から第八五一七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一七・九〇

第八五一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一八・一〇―八五二八・五〇

第八五一八・一〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一八・一〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五一八・九〇―八五二三・三〇

第八五一八・九〇号から第八五二三・三〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五一八・九〇号から第八五二

八五二三・九〇

三・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八五二三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、

八五・二四―八五・二九

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五二三・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五・二四項から第八五・二九項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

八五三〇・一〇―八五三〇・八〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五・二四項から第八五・二九項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、

八五三〇・九〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五三一・一〇―八五三一・八〇

第八五三一・一〇号から第八五三一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三一・一〇号から第八五三一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五三二・九〇

第八五三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三一・九〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

八五三二・一〇―八五三二・三〇

第八五三二・一〇号から第八五三二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三二・一〇号から第八五三  
二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五三二・九〇

第八五三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三二・九〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

八五三三・一〇―八五三三・四〇

第八五三三・一〇号から第八五三三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三三・一〇号から第八五三  
三・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五三三・九〇―八五三八・九〇

第八五三三・九〇号から第八五三八・九〇号までの各号の産品への当該各号が属す  
る項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三三・九〇号から第八五三  
八・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五三九・一〇―八五三九・四九

第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

八五三九・九〇

八五四〇・一一―八五四〇・八九

八五四〇・九一―八五四〇・九九

八五四一・一〇―八五四一・六〇

八五四一・九〇―八五四二・一〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五三九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五三九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五四〇・一一号から第八五四〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四〇・一一号から第八五四〇・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五四〇・九一号若しくは第八五四〇・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四〇・九一号又は第八五四〇・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四一・一〇号から第八五四一・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八五四一・九〇号若しくは第八五四二・一〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四一・九〇号又は第八五四

八五四二・二一―八五四二・七〇

二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。  
第八五四二・二一号から第八五四二・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四二・二一号から第八五四二・七〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五四二・九〇

第八五四二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五四三・一一―八五四三・四〇

第八五四三・一一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・一一号から第八五四三・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五四三・八一―八五四三・八九

第八五四三・八一号若しくは第八五四三・八九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第八五・四二項の材料からの変更を除く。）又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・八一号又は第八五四三・八九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五四三・九〇―八五四七・九〇

第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四三・九〇号から第八五四七・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五四八・一〇

第八五四八・一〇号の産品が第二十八条に定めるいずれかの締約国において完全に得られ、又は生産される産品であること（第八五四八・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八五四八・九〇

第八五四八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八五四八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六・〇一―八六・〇九

第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八六・〇一項から第八六・〇九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

注釈 第八七・〇二項から第八七・〇四項までの各項の適用上、これらの項の製品の生産者は、その裁量により、当該製品の輸入締約国の原産品を当該製品を生産するための材料として当該製品の輸出締約国において使用することができるものとし、また、当該製品の原産地資格割合を算定するに当たり、当該原産品は、当該製品の輸出締約国の原産材料とみなすことができる。

<p>八七・〇一</p>	<p>第八七・〇一項の製品への他の項の材料からの変更又は、原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇一項の製品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七・〇二―八七・〇四</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇二項から第八七・〇四項までの各項の製品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七・〇五―八七・〇八</p>	<p>第八七・〇五項から第八七・〇八項までの各項の製品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、</p>
<p>八七・〇九・一一―八七・〇九・一九</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七・〇五項から第八七・〇八項までの各項の製品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>八七・〇九・一一―八七・〇九・一九</p>	<p>第八七・〇九・一一号若しくは第八七・〇九・一九号の製品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p>

<p>八七〇九・九〇一八七二五・〇〇</p> <p>八七一六・一〇一八七二六・八〇</p> <p>八七一六・九〇</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇九・一一号又は第八七〇九・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八七〇九・九〇号から第八七二五・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七〇九・九〇号から第八七二五・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八七二六・一〇号から第八七二六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七二六・一〇号から第八七二六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八七二六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八七二六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
--	---

第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

<p>八八・〇一八八・〇五</p>	<p>第八八・〇一項から第八八・〇五項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、</p> <p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八八・〇一項から第八八・〇五</p>
-------------------	---



第八九類 船舶及び浮き構造物

項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。

八九・〇一―八九・〇八

第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第八九・〇一項から第八九・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽

器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこ

れらの部分品及び附属品

九〇・〇一

第九〇・〇一項の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇・〇一項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇・〇二	第九〇・〇二項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇三・一一―九〇〇三・一九	第九〇〇三・一一号若しくは第九〇〇三・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇三・一一号又は第九〇〇三・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇三・九〇―九〇〇四・九〇	第九〇〇三・九〇号から第九〇〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇三・九〇号から第九〇〇四・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇五・一〇―九〇〇五・八〇	第九〇〇五・一〇号若しくは第九〇〇五・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇五・一〇号又は第九〇〇五・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇五・九〇	第九〇〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇六・一〇―九〇〇六・六九	第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

九〇〇六・九一―九〇〇六・九九	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇七・一一―九〇〇七・二〇	第九〇〇六・九一号若しくは第九〇〇六・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇六・九一号又は第九〇〇六・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇七・九一―九〇〇七・九二	第九〇〇七・一一号から第九〇〇七・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇七・一一号から第九〇〇七・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇八・一〇―九〇〇八・四〇	第九〇〇七・九一号若しくは第九〇〇七・九二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇七・九一号又は第九〇〇七・九二号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇〇八・九〇	第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
第九〇〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇八・九〇号の産品への関	

九〇〇九・一一―九〇〇九・三〇

税分類の変更を必要としない。）。

第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇〇九・九一―九〇〇九・九九

第九〇〇九・九一号から第九〇〇九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇〇九・九一号から第九〇〇九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇一〇・一〇―九〇一〇・六〇

第九〇一〇・一〇号から第九〇一〇・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一〇・一〇号から第九〇一〇・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇一〇・九〇

第九〇一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇一一・一〇―九〇一一・八〇

第九〇一一・一〇号から第九〇一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一一・一〇号から第九〇一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇一一・九〇	第九〇一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一一・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
九〇一二・一〇	第九〇一二・一〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一二・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
九〇一二・九〇	第九〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一二・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
九〇一三・一〇―九〇一三・八〇	第九〇一三・一〇号から第九〇一三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一三・一〇号から第九〇一 三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九〇一三・九〇	第九〇一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一三・九〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）。
九〇一四・一〇―九〇一四・八〇	第九〇一四・一〇号から第九〇一四・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の 号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一四・一〇号から第九〇一 四・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇一四・九〇

第九〇一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇一五・一〇―九〇一五・八〇

第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇一五・九〇―九〇一六・〇〇

第九〇一五・九〇号若しくは第九〇一六・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一五・九〇号又は第九〇一六・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇一七・一〇―九〇一七・八〇

第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇一七・九〇―九〇二一・九〇

第九〇一七・九〇号から第九〇二一・九〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇一七・九〇号から第九〇二一・九〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇二二・一二―九〇二二・三〇

第九〇二二・一二号から第九〇二二・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の

九〇二二・九〇一九〇二三・〇〇	号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二二・一二号から第九〇二二・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第九〇二二・九〇若しくは第九〇二三・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、
九〇二四・一〇一九〇二四・八〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二二・九〇号又は第九〇二三・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第九〇二四・一〇号若しくは第九〇二四・八〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
九〇二四・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二四・一〇号又は第九〇二四・八〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇二五・一一一九〇二五・八〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、
九〇二五・九〇	原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。 第九〇二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二五・九〇号の産品への関

九〇二六・一〇―九〇二六・八〇

税分類の変更を必要としない。）。

第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇二六・九〇

第九〇二六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二六・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇二七・一〇―九〇二七・八〇

第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇二七・九〇

第九〇二七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇二八・一〇―九〇二八・三〇

第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇二八・九〇

第九〇二八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、



九〇二九・一〇―九〇二九・二〇

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九〇二九・一〇号若しくは第九〇二九・二〇号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二九・一〇号又は第九〇二九・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇二九・九〇

第九〇二九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇二九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇三〇・一〇―九〇三〇・八九

第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇三〇・九〇

第九〇三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三〇・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇三一・一〇―九〇三一・八〇

第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇三二・九〇

第九〇三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇三二・一〇―九〇三二・八九

第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九〇三二・九〇―九〇三三・〇〇

第九〇三二・九〇号若しくは第九〇三三・〇〇号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・九〇号又は第九〇三三・〇〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

### 第九一類 時計及びその部分品

九一・〇一―九一・一〇

第九一・〇一項から第九一・一〇項までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一・〇一項から第九一・一〇項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九一一一・一〇―九一一一・八〇

第九一一一・一〇号から第九一一一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品

九一一・九〇	号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一・一〇号から第九一一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。	
九一二・二〇	第九一二・二〇号の産品への他の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一二・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九一二・九〇	第九一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九二・二三	第九一・一三項の産品への他の項の材料からの変更 第九一・一四項の産品への他の項の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九一・一四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。
九二・一四	

九二・〇一―九二・〇九

第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九二・〇一項から第九二・〇九項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一―九三・〇七

第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九三・〇一項から第九三・〇七項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第二〇部 雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした

物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーション

サイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

<p>九四〇一・一〇―九四〇一・八〇</p>	<p>第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、</p>
<p>九四〇一・九〇</p>	<p>原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九四・〇二</p>	<p>第九四〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>九四〇三・一〇―九四〇三・八〇</p>	<p>第九四・〇二項の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四・〇二項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九四〇三・九〇―九四〇四・一〇</p>	<p>第九四〇三・一〇号から第九四〇三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇三・一〇号から第九四〇三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九四〇四・二一―九四〇四・二九</p>	<p>第九四〇三・九〇号若しくは第九四〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇三・九〇号又は第九四〇四・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

九四〇四・三〇

第九四〇四・三〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇四・三〇号の産品への関  
税分類の変更を必要としない。）。

九四〇四・九〇

第九四〇四・九〇号の布団製品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第  
五一・一一項から第五一・一三項までの各々、第五二・〇八項から第五二・一二項ま  
での各々、第五三・〇九項から第五三・一一項までの各々、第五四・〇七項、第五  
四・〇八項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各々の材料からの変更を除  
く。）

九四〇五・一〇―九四〇五・六〇

第九四〇四・九〇号の産品（布団製品を除く。）への他の項の材料からの変更  
第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇五・一〇号から第九四〇  
五・六〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九四〇五・九一―九四〇五・九九

第九四〇五・九一号から第九四〇五・九九号までの各号の産品への他の項の材料か  
らの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四〇五・九一号から第九四〇  
五・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九四・〇六

第九四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更又は、  
原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九四・〇六項の産品への関税分  
類の変更を必要としない。）。

第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

九五・〇一―九五・〇八

九五・〇一―九五・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、  
 原産資格割合が四十パーセント以上であること（九五・〇一―九五・〇八項までの各項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九六類 雑品

九六・〇一

九六・〇二―九六・〇四

九六・〇一―九六・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、  
 原産資格割合が四十パーセント以上であること（九六・〇二―九六・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更を必要としない。）。

九六・〇五  
 九六・〇六

九六・〇五―九六・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、  
 原産資格割合が四十パーセント以上であること（九六・〇六項の産品への関税分

九六〇七・一一―九六〇七・一九

類の変更を必要としない。）。

第九六〇七・一一号若しくは第九六〇七・一九号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇七・一一号又は第九六〇七・一九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九六〇七・二〇

第九六〇七・二〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇七・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九六〇八・一〇―九六〇八・四〇

第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九六〇八・五〇

第九六〇八・五〇号の産品への他の号の材料からの変更（第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の材料からの変更を除く。）又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇八・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九六〇八・六〇―九六一二・二〇

第九六〇八・六〇号から第九六一二・二〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六〇八・六〇号から第九六一二・二〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。



九六一三・一〇―九六一三・八〇

第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九六一三・九〇―九六一八・〇〇

第九六一三・九〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への当該各号が属する項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九六一三・九〇号から第九六一八・〇〇号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

## 第二一部 美術品、収集品及びこつとう（第九七類）

### 第九七類 美術品、収集品及びこつとう

九七・〇一―九七・〇六

第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更又は、

原産資格割合が四十パーセント以上であること（第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。